

## 宇品築港史（5）\*

高 橋 衛

〔承前〕

## 第4節 服部長七の工事請負契約

## I 服部長七との契約へ

前項までに述べてきたように、宇品築港についての工事請負にかんしては、まず、内務省雇水理工師ムルデルが内務郷の命によって実地踏査した。その明治14（1881）年8月20日の復命によると、「京橋川左岸より宇品島に向って直線に接合する鎖堤を築き、港湾の禍害となる土砂の流出を遮断すると共に、鎖堤の東方適當の場所より分れて皆実新開東隅角に回轉接合する鎖堤を築き、新開地を作り併て海陸交通の便を開くべし<sup>1)</sup>」という構想であった。この構想案は、「従来県として考へて居った如き姑息な方法では、到底大船巨舶の広島市街に達する見込なきは勿論、他日必ずや其の規模の狭小なるに悔を残すに至るであらう<sup>2)</sup>」というもので、かなり工事は大規模なものが予想された。ムルデルは、「一時工費に若干の増額を見るとも此の方策を採用せねばならぬ<sup>3)</sup>」といい、したがって工費は、築港と新開地築調のみで18万円を要すると提起したのであった。経費的に挫折するということになったのであるが、その対応策として既述のように人造石をもって登場する服部長七の招へいが決定してしくことになるのである。

---

※当「宇品築港史」(1)～(4)については、福山大学『人間科学研究センター紀要』第11号～第14号に掲載したが、同紀要が休刊のため、当稿(5)以下については、当『福山大学経済論集』にひきつづき掲載することとした。

前項でも述べたように、服部との工費の契約については県当局は子細に念を押し、とりわけ、「該工事ニ要スル土石ノ二種ヲ当庁ヨリ現品渡」<sup>4)</sup>などと、さらにコスト・ダウンを迫っている。服部にとって必ずしも有利でない干渉とあってよいが、服部はそれをも受容する。加えてさらに請負金額の減殺を迫りもする。まず「該築港ノ事ハ殆ント十ヶ年前ヨリノ計画ニシテ爾来漸ク着手セントスルノ場合ニ際シテハ躊躇逡巡スル事既ニ數回ニ及ヘリ而テ因由ハ皆ナ金額ノ不足ト云ニアリ」<sup>5)</sup>と経緯を述べたうえで、さらに経費削減の検討を求める。<sup>6)</sup>

是ヲ以今又種々ノ設計ヲ尽シ八万余円ノ目論見金額ヲ以築調ノ議ヲ起スニ至リタル事ナリ因テ此余多分ノ増費ヲ要スル事アラハ為メニ復前轍ヲ踐ムノ恐アリ然レトモ此一大工事ヲ請負ヲ為スカ如キハ固ヨリ相当ノ算理アリテ容易ニ増減殺シ得ラルヘキ事ニハアラサル可レトモ前状ノ次第ニ付望ムラクハ可成的減殺ノ積ヲ以今一回目論見仕様等熟覽御再思ノ上減殺スヘキ算理相立ハ再算相成度

あくまでも執ように予算削減を訴えているのである。加えて、工事施行中の追加要求は許されぬとして、「事業施行中既ニ施シタル工事ニ臨時破損ヲ生スル場合ニ於テハ無論請負金額ヲ以仕直シ別ニ増費ヲ請求セラルト等ノ儀ハ決テ無之事ニ存候得共為念御確答ヲ煩シ度」<sup>7)</sup>という。県の財政事情もさることながら当初のムルデル案にたいして半額以下での請負いという服部には、いささか礼を失すともいいうるような要請であった。

請負金額に加えて、工費の削減ともからみながら、工期の短縮をも要求している。この工事は「施行中ハ通船等ニ多少ノ不便ヲ与フル場合ナシト云可ラス而工事落成ノ上ハ一般ニ最大便益ヲ得ル事ニシテ彼此比較考量スルトキハ可成的速成ヲ希望スルトコロナリ」<sup>8)</sup>と、あらためて築港の意義を強調したうえで、速成を求めている。そのうえでさらに「猥リニ工事ノ速成ヲ主トシ工費ノ増多仕様ノ省略等ヲ来スハ決テ望ムヘキ事ニアラサレハ是等ノ事ニ影響ヲ来サスシ

テ今一層期日ヲ短縮スルノ方法ハナキカ尚御再考ヲ望ム<sup>9)</sup>と、工事のいわゆる手抜きを許さず、かつ工費の増額なくという条件を強調しながら、さらなる工期の短縮を求めたのであった。ほとんど無理難題ともいうべき筋の要請であったともいえよう。

これらの要求のうち、工期の短縮については、服部は、この工期は「従来施シタル工事ヲ以目的トシ之カ前途ノ工事ニ比較シ而シテ月数積算ヲ得ルモノニ付此月数ヲ縮スルトキハ……或ハ費スモノ多シ之カ増費ノ原因ナレバナリ故ニ三拾ヶ月ヨリ短縮難成得候<sup>10)</sup>」と、短縮の要請をことわっている。

また「工事施行中臨時破損等之事」については、「臨時破損ヲ生スルアレハ無論請負金額ヲ以仕直シ之カ為メ増費ノ請求奉不申候<sup>11)</sup>」と、臨時増費を求めぬことを約したのであった。服部の技術者としての矜持を思わせる一条ではあった。

かくして、ようやく県と服部長七の工事請負いが現実のはこびとなっていくわけである。

注1) 広島県『千田知事と宇品港』1940年 105ページ。

2) 同上書 106ページ。

3) 同上。

4) 服部長七より広島県福間六等属あて「御受書」1884年2月19日。

5) 広島県福間章甫六等属より服部長七あて「宇品築港及新開築調之儀ニ付左之廉々及御尋候条至急御答度候也」1884年1月14日。

6) 同上。

7) 同上。

8) 同上。

9) 同上。

10) 服部長七より福間章甫あて「宇品築港及新開築調ノ義御諮問中自第貳条至第四条左ニ奉御答候」1884年1月18日。

11) 同上。

## 2. 請負契約の成立

執拗なほどの県当局の提起する条件を、ほとんど受諾するかたちで、服部は、明治17（1884）年2月14日、つぎのような請書を県に提出するにいたる<sup>1)</sup>。

宇品築港及ヒ之ニ付帯スル新開築調ノ工事請負ノ儀明治十七年二月十三日付御達ニ依リ左ノ明示スル条項ヲ恪守シ請負仕候処相違無之因テ身元引受人連署ヲ以此儀御受申上候也

明治十七年二月十四日

請負人 服部長七

身元引受人

広島県御中

文中にいう条項は、全文12条からなる。少々長くなるが、引用しておかねばならないであろう<sup>2)</sup>。

第一条 此条項ハ宇品築港及新開築調ノ工事实施中広島県庁ト請負者トノ間ニ運用スル定規ナリ

第二条 築港及新開築調ハ一齊ノ工事ニシテ分離スヘカラサルモノナリ故ニ新開ハ築港ト築港ハ新開ト両々全備落成スルニ在ラサレハ竣成ノ名義ヲ得ス  
築港及新開ノ地形ハ別紙平面図〔省略〕ヲ以明証ス。

第三条 築港及新開築調ノ工費ハ築港費金三万七千七百九拾七円八拾八銭八厘新開費金四万九千三百拾円五拾銭三厘合金八万七千百八円三拾九銭七厘トス

第四条 築港及新開築調ノ工事落成期限ハ着手ノ月ヨリ満三十ヶ月トス

第五条 工事受負者ハ工費惣計八万七千百八円三拾九銭七厘ノ内土石代価金三万式千三拾三円五拾九銭四厘ヲ引去リ残金五万五千七拾四円七拾九銭七厘ト土石ハ請負者ノ指定スル場所ニ於テ県庁ヨリ渡ス所ノ現品トヲ以築港及新開築調一切ノ工事ヲ全成スルノ義務ヲ有ス

工事請負者ノ義務ハ県庁ニ於テ全体ノ工事ヲ檢了シ見取済ノ証書ヲ授与スルヲ以消滅ノ期限トス

工事落成スルト雖県庁ヨリ見取済ノ証書ヲ授受スルニ在ラサレハ落成ノ名義ヲ

公示スルヲ得ス

県庁ニ於テハ請負者ヨリ工事ノ落成ヲ申出ルトキハ其当日ヨリ満三十日以内実地ヲ点検スルモノトス若シ此期日内ニ点検セサルトキハ受負者ノ義務ハ自ラ消滅ス

第六条 県庁ヨリ工事請負者へ渡ス所ノ工費物品ハ第五条ノ明文ノ如シト雖双方ノ都合ニヨリ目論見上ノ価格ヲ以土石ノ買入レヲ請負者へ委託シ又ハ工事ニ要スル土石外ノ物品タリトモ其实用ヲナスモノハ官有物ヲ買取ラシムル事アルヘシ但物品ノ撰用ハ請負者ノ定ムル所ニ依ル

第七条 工事請負者ハ第五条ニ掲示スル義務ノ存スル間ハ県庁ノ許可ヲ得ルニ在ラサレハ事業ヲ中止又ハ廃止スルヲ得ス

第八条 工事中請負者ハ此工事ニ就テハ増費ヲ請求スルヲ得ス

第九条 工費ノ請求支出ノ順序ハ別段ノ規約ヲ以テ之ヲ定ム

第十条 工事請負者ニ於テ此定規ニ違背シ為ニ県庁ノ損失ヲ来ストキハ其損失ノ実費金額ニ一割ヲ増加シ請負者又ハ身元引受人ニ於テ之ヲ弁償ス

第十一条 県庁ニ於テ工事請負者カ実地着手ノ後<sup>[ママ]</sup>チ工事ノ目論見仕様ヲ変換シ又ハ中止廃止違約等ノ事アリテ請負者ニ損失ヲ来ストキハ其損失ノ実費金額ニ一割ヲ増加シ県庁ヨリ之ヲ弁償ス

第十二条 第十条第十一条ノ場合ニ於テハ其費額ノ実証又ハ工事物品ノ実様等公示証明シ得ルモノニ在ラサレハ計算スルヲ得ス

この請負契約は、明治期のこの時期の官民の関係を考慮しても、第10条、第11条の相対性以外は、服部にとってはかなり苛酷なものであったというべきかもしれない。それにもかかわらず、諸条件をほとんど受入れたことには、人造石を引っさげての服部の技術者としての自負心の強さのようなものを感じさせるといふべきであろう。

ところで、この契約書の身元引受人の欄は空白になつている。結局は小林猶右衛門（東京市日本橋通薬研堀町38番地在住）が身元引受人となるのであるが、契約時に急にはその役割をになうものを近辺に知悉していなかった服部の苦衷を、さらに察すべきであろう。過去の宇品築港関連書からは、まったく欠落し

ているこの事情は、つぎの服部の「副証」によって、明白なのである<sup>3)</sup>。

副証

今般宇品築港及ヒ新開築調ノ工事悉皆受負<sup>[ママ]</sup>ノ蒙リ御命令依之身元引受人連署ノ  
上受証直ニ奉答<sup>[ママ]</sup>上ヘクノ処遠隔ノ地方ニ付御県内ニ於テ確乎タル引受人無之候  
ニ因其理由願上御聞届上私名ノ印証ヲ以テ一時受証差上置キ不日ニ帰府仕引受  
人連署ノ本証名略義上書留ヲ以送上仕度間暫時御猶予奉願上候追テ本証到着仕候  
仮受証御下付被成下奉願上候成

東京銀座巷丁目拾九番地

服部長七

明治十七年二月十四日

広島県御中

副証は、「御県内ニ於テ確乎タル引受人無之」<sup>4)</sup>と、服部の苦衷がそのまま訴えられたものであった。当時の通信事情などからすれば、東京はまさに「遠隔ノ地」<sup>5)</sup>であった。しかも千田県令は、本稿（4）でもふれたように、服部および身元引受人小林の身元照会を東京府知事芳川あてにおこなっている。それによれば、「右工事受負人及ヒ身元引受人品行並ニ財産ノ如何等承知致度候間乍御手数至急御取調何分ノ御回答ヲ煩シ申度此段御依頼候也」<sup>6)</sup>という。その年月日は「明治十七年七月九日」<sup>7)</sup>とあるから、契約から5か月を経過していたことになる。想像以上の念の入れようというべきであろうか。もちろん、これにたいしては、すでにふれたように、「ハツトリトリチヨシチヨシチコバヤシナオエモンヒンコウタダシキカタザイサンアリ」<sup>8)</sup>と即刻、兩名に肯定的な回答が電報でとどいている。これによって、服部長七の主導になる築港工事は、ようやく軌道にのっていくことになるのである。

注1) 服部長七より広島県あて「御請書」1884年2月14日。

2) 広島県地理課土木係「宇品築港及新開築調」1884年7月。

- 3) 服部長七より広島県あて「副書」1884年2月14日。
- 4) 同上。
- 5) 同上。
- 6) 広島県令千田貞暁より東京府知事芳川顕正あて「書簡」1884年7月9日。
- 7) 同上。
- 8) 広島県地理課土木係 前掲資料。

### 3. 工事着工に

築調案は前述したムルデル案によって、ほぼ確定していたのであるが、工費の捻出不可能ということで、千田県令に招請されたとき、服部は、「最初の設計の精神を失わず、築港が堅固で、永久性が保証され、そして、経費の点で、うんと安上りになりさえすればよい——というわけでございましょう」<sup>1)</sup>と答えたとされる。そして既述のように再調査して87797円で受負う案を提起したのであるが、そしてこの代案にたいしては、「内務省産技師西洋人某〔ムルデル〕等に種々の尋問をうけたが、明晰な答弁をしたので設計の確実なことは認められた」<sup>2)</sup>とされる。基本的にムルデル案を継承し、人造石の活用などによって工費の低減化をはかったのが服部案であったといつてよいであろう。

ムルデル案と服部案との差異について要約すると、「服部長七ナル者ノ工夫ニ出ヅル人造石ト称シ山土ニ石灰ヲ混入セル一種ノ（モルタル）ヲ作り粗石ヲ以テ築キタル石垣ノ空隙ニ充填シ築石ヲ個々結合セシメテ其硬度ヲ強ムル法ヲ試ミント欲シ同人ヲ召致シ第一京橋川左岸ヨリ宇品島ニ達スル鎖堤第二宇品沿岸ノ車道第三鎖堤ノ左方ニ分岐セル海堤ヲ築クベキ工費ノ見積ヲ作ラシメタルニ総計拾壱万余円ノ計上トナレリ」<sup>3)</sup>ということになる。両案の約7万円という工費見積り額の差を生じた「重ナル原因ハ元ノ設計ノ築堤ノ外法リノ勾配ヲ減ジタル為大ニ土石ノ数量ヲ減ジタルト其ノ築石ヲ野面ト称スル粗石ヲ採用セルニ依ル」<sup>4)</sup>ということになる。

加えて前述のように、土石などの現物出資などにより総工費は87108円39銭

1厘となり、ついに、「工事ヲ実施セントスル機運ニ際会」<sup>5)</sup>することとなる。ところが、「斯ノ如ク多額ノ金員ヲ滅殺セシノミナラズ其ノ築法モ一種異様ノ工法採用ノ事ニ就テハ当時関係者一般ノ意向甚ダ一定セザルトコロアリテ頻リニ危惧ヲ抱ク者アリ或ハ一笑ニ付スル者アリ随ツテ異論紛々殆ト停止スル所ナキガ如キ有様」<sup>6)</sup>がつづいていたという。この服部案への不信感といったものについては、これ以上に推測しうる資料を欠くが、「一笑ニ付ス」などとは、なおかなりの不信感があったといわれなければならない。

ところで、1884年2月14日に服部との契約が成立すると、千田県令は、山県有朋内務卿あてに起工許可願いを提出する。そこにはつぎのように築調面積とその用途が示されていた<sup>7)</sup>。

安芸国広島区皆実村及同国安芸郡仁保島地先

一海面反別式百壹町六反式拾五歩

但築調ノ上ハ左之通使用ノ見込

内反別百七拾四町八反九畝式拾五歩 畑

反別拾式町四畝歩 宅地

反別壹町九反式畝六歩 道路

反別拾式町七反六畝拾四歩 堤防

この申請にたいし、同年5月29日、内務省より宇品築港工事の起工許可が下る。いよいよ着工をむかえることとなるのであるが、契約後、身元引受人依頼のこともあつて、服部は帰京していた。県は来県を促す<sup>8)</sup>。

宇品築港工事受負者服部長七来県ノ期日寸合申渡候間左之通電報ヲ以テ照会可相成哉此段相伺候也

といった次第で、「ナンニチゴロライケンナルヤヘンジマツ」<sup>9)</sup>と打電する。服部からは返電がなかったのか、さらに電報が打たれる。「クガツイチジツチャクシュニツキナルベクハヤクライケンアリタシヘンジマツ」<sup>10)</sup>との催促であった。これにたいし、資料を欠くが、多分、服部は代理人の起工式出席を打電してきたのであろう。県は重ねて「ダイニンニテワカイギヨウシキニサシツカエルゼヒジキニライケンアレヘンジマツ」と打電することになる。このように起工式をまえに来県がおくれている理由は、身元引受人の依頼などに手間どっていたのか、それとも契約の経緯などに釈然とせぬものを服部が感じていたのか、いずれも資料を欠いていて推測の域をでないというべきであろう。

ともあれ、起工の日時は迫ってきていた。

注1) 小田進『宇品港』1942年 人文閣41ページ。

2) 中根仙吉手稿「人造石発明家服部長七伝」

3) 前掲『千田知事と宇品港』35～36ページ

4) 同上。

5) 同上。

6) 同上。

7) 広島県「築港及新開築調之儀伺」1884年2月16日。

8) 十等属山本久より地理課宇品築港委員あて「服部長七照会ノ件稟議」1884年8月6日。

9) 福間五等属より服部長七あて「電報」1884年8月6日。

10) 福間五等属より服部長七あて「電報」1884年8月19日。

## 第5節 築港工事反対運動

### 1 広島区長の意見書

以上のように、ようやく起工へのはこびとなっていくのであるが、その前後、当時の広島住民の立場は、築港にたいしてかなり複雑なものがあつた。とりわけ工事対象の地区住民は、かなりはげしい反対運動をもって対応した。

これより先、まず、当時の広島区長（のちの広島市長に相当）栗原幹は、「意見書」を發表して、築港の必要性を訴えている。そこでは、区長はまず明治10年代の日本が「資本ヲ抛テ勞力ヲ尽シ以テ殖産興業ノ途ニ」<sup>1)</sup>あり、洋々たる発展の緒についていることを述べたあと、広島の現状について「殖産事業の興起スル果シテ幾許カアル蓋シ瑣々タルモノハ之レアラソ余未ダ全区民ガ最大利益ヲ享クルノ事業ヲ見ザルナリ」<sup>2)</sup>と、そのおくれを指摘する。発展をばんでいるのは、交通運搬にありとし、とりわけ陸路よりも水路に問題があるという。その要にある宇品は、「天然ノ良港タルハ已ニ諸人士ノ許ス所ナリ然ルニ積年流出シ来ル所ノ土砂漸次港湾ヲ填塞スル……数年ヲ出デズシテ天然良港ノ実ヲ失ヒ」<sup>3)</sup>と、港湾としての機能を失いつつあるとする。したがって、「我ガ広島区ノミ坐視慢過呆然顧ミザル時ハ広島区ノ現状ハ必ズ……閑寂タル一村落ノ景状ヲ見ルニ至ラン」<sup>4)</sup>と、その前途を嘆じる。そのうえで栗原幹は、つぎのように宇品築港の緊要性を説くのである<sup>5)</sup>。

……全区民が最大利益ヲ享ケテ物貨輻輳運輸至便ノ名ニ負カガラント欲セバ河岸ヨリ宇品島ニ達スル一条ノ長堤ヲ築キ流過スル土砂ヲ排斥シ宇品湾ノ填塞ヲ防ギ天然ノ良港ヲ保守スルニアラザレバ決テ広島繁華ノ旧面目ヲ存ズル能ハザルナリ、斯ク論ジ来レバ諸氏ハ業ニ已ニ宇品築港ノ区民ニ必要ナルヲ了得セラレシナラン、是ヨリ語ヲ移シテ此ノ築港ノ業ハ速ニ起スベキ歟將タ否ラザル歟ヲ論セントス

余以為ラク宇品築港ノ区民ノ最大利益タルヲ洞着セバ之レガ工事ヲ起スニ於テ一日モ猶予孤疑スベカラズ必ズヤ速ニ其ノ利益ヲ収ムベキナリ且ツ今ヤ旧広島藩土授産ノ為メ新田開築ノ拳近キニヨリ設シ能ク此拳同時ニ築港ノ業ヲ起セバ幾分カ其勞費ヲ共ニスル所アルヲ以テ区民ノ為メ大ニ利益タルノミナラズ前章述ブル如ク積年流出シ来レル所ノ土砂ハ日ニ流レ月ニ填シ其目的トスル所ノ宇品深渚ハ復タ巨船大舶ヲ碇泊スベカラザルノ勢ヒア

ルヲ以テ須叟モ遅延スベカラザルノ時ナリトス、以上余已ニ自ラ誤見ナキ  
 ヲ信ズルノミナラズ技術者ノ説亦タ曾テ余ガ意匠ニ異ナラズ故ニ余ハ益々  
 宇品築港ハ区民ニ欠クベカラザルノ事業ニシテ而シテ起業ノ機今<sup>[ママ]</sup>マ已に  
 熟セル事ヲ信ズ希クハ諸氏我ガ広島区ノ広島区タルハ今日ノ一挙ニアルヲ  
 看察シ奮励努力アランコトヲ

この区長の意見書は、まさに烈々たるの感あるものであったが、事態はさほどスムーズにはすすまなかった。栗原自身は、この意見書を配布したのみならず、「或いは演壇に立ち、あまねく区民大衆に強く呼びかけて応援する」<sup>6)</sup>など、着工推進の行動もおこなっている。また、千田県令も1884年1月17日に、「広島区内の有志者百数十名を召集して起工の賛否を問い、満場賛成の声をえた」<sup>7)</sup>という。

注1) 前掲『千田知事と宇品港』86ページ。

2) 同上。

3) 同上書 87ページ。

4) 同上。

5) 同上書 88～89ページ。

6) 小田進 前掲書 45ページ。

7) 広島県『広島県史』近代工 472ページ。

## 2 関係地区漁民の反対運動

宇品築港による埋立てによって、もっとも直接的に生業に影響をうけるのは、宇品島に近い仁保島の住民であった。当時はすでに独立の島ではなく、堀越・向洋・湊崎・本浦・大河・丹那・日宇那の陸部と似島・金輪島・峠島などの島嶼部をふくめた仁保村を形成していたが、「耕地極めて狭隘水産物を主体とする農村」<sup>1)</sup>であった。

したがって、この地区の「海面ハ広島名産タル牡蠣海苔ノ生育スル場所ニシ

テ沿海幾多ノ人民ハ祖先以来籍ヲ以テ生計ヲ営ム所ナリ今ヤ此事業〔宇品築港工事〕ヲ実施セバ彼等人民ノ悲嘆果シテ如何ゾヤ<sup>2)</sup>と予想されたのであった。まさに県令が有志者の満場賛成をえたという上述の1884年1月17日、「仁保村大河では梵鐘が打ちならされ、激昂した人々がつぎつぎと終結、起工賛成の有力者保田八十吉の取扱い酒・醤油の不買を決議し、さらに大挙して同店に押しかける気配すらみせていた<sup>3)</sup>」のであった。ただ、当日は広島県警察京橋分署が警戒を強化したので、ことなくおさまっている。しかし、宇品築港によるこの地域は大きく、つぎのように不穏なうごきをみせることになる<sup>4)</sup>。

宇品築港のため其の生活の根拠を失ひ、最も痛手を蒙ったものは大河浦人である。其の当時大河浦は安芸郡仁保島村内の一区域をなして居たもので、皆実新開から宇品島を遙かの海中に眺める広漠たる海面には海苔、牡蠣其の他多数の魚介藻類を養殖採取して生計を営んで居たものである。従って是等の浦人にとっては、宇品築港こそは洵に晴天の霹靂であり、致命的の衝撃を与へたことは固より当然である。元来教養に乏しい人々が多いので、漁民共通の単純多血の性格であるから、激情に駆られて蓆旗、竹槍といふ不穏な出立で、知事の舎宅に行き強硬な談判をしたものである。一步誤れば如何なる不祥事を仕出かすかも知れない

文中、戦中の表現として漁民にたいする不当な表現もみられるが、無修正のまま読めば、いかにも不穏当な事態が想像される。まず、1884年2月23日、仁保島の丹那浦247人および同島大河浦557人、合計804人が千田県令あてに嘆願書を提出する。嘆願書は、「頃日道路頻リニ唱道スル所ヲ聞クニ<sup>5)</sup>」と風聞によればからはじまるかなり長文のものであった。それによれば前述の広島区長栗原幹らが首唱して、「宇品築港説ヲ唱へ大ニ同志者ヲ募リ兼テ又旧藩広島藩士族授産ノ為メ新田開築ノ挙アラントス<sup>6)</sup>」と、もっぱら区長の発意になる築港と士族授産の新田開発の事業ととらえている。風聞によればということであるが、事実を誤認してのことか、あるいはあえて県当局主導をはずしているのかは知りえないが、県令への嘆願ということ、あえてこのような風聞のかたちをとっ

たと考えられよう。そのうえで、「実ニ文化開明ノ今日万国富強ヲ競フノ秋ニ方リ港ヲ築テ運輸交通ノ便ヲ計リ新地ヲ開ヒテ殖産興業ノ基ヲ為シ小ハ以テ一  
地ノ便ヲ計リ大ハ以テ国家ノ富強ヲ助ケ寔ニ義挙良業欣喜ニ堪ヘサル也」<sup>7)</sup>と  
もちあげるあたり、かなり強かでもある。つづいて「然リト雖モ」<sup>8)</sup>と切りか  
えて、「築港ノ議ニ至テハ其道何所ニカ小橋ヲ架シ舟路ヲ開ケハ二浦ニ於テ  
妨クル所ナシ故ニ其挙ニ対シ敢テ容喙セスト雖モ彼開田ノ事ニ至テハ直ニ我頭  
上ニ墜落スル所ノ惨害ノ在ル有テ亦黙視スル能ハス」<sup>9)</sup>と築港方式そのものに  
異論をとなえる。反対の理由を5点について陳述するのであるが、もっとも強  
調しているのは、つぎの点であった<sup>10)</sup>。

我ガ丹那大河ノ地タルヤ海浜ノ小村落ニシテ田圃僅ニ百参拾壹町歩ニ過キスシテ  
且ツ瘦地タリ而テ其居民ノ多キ参千九百七十人ニ余テ之ヲ田圃ニ分頭スレハ一人  
ノ耕ス所僅ニ参畝歩余ニ過キス如何ソ此些少ノ田圃ヲ以テ農業ニ食ムヲ得ンヤ是  
ヲ以テ生計ヲ海産ニ取り蠶ヲ拾ヒ海苔ヲ採リ漁獵ヲ事トシテ以テ僅ニ能ク生産ヲ  
営ムヲ得タリ今其一年ニ収穫スル所ノ利ヲ概算スレハ蠶ハ貳千円ニ過テ海苔ハ四  
万円ニ垂トシ其他漁獵スル所ノ者五千円ニ余リ之ヲ通算シテ一ケ年ノ収穫凡四万  
七千円有余ニ上ル然ルニ一朝俄ニ之カ財本タル海ヲ埋メ利源ヲ絶テ新田ヲ開築セ  
ハ我々小民ハ何ヲ以テ生計ヲ営ムヲ得ンヤ忽チ飢ニ泣キ渴ニ叫ヒ流離顛沛スル身  
思テ此ニ至レハ慘然身ノ寒キヲ覺ユ是レ敢テ不敬ヲ忘レテ新田開築ノ議ヲ制止シ  
給ハラン事ヲ嘆願スル所以ノ第一ナリ

宇品築港と新田開築によって、カキ、ノリなどの漁業を失い、たちまち飢餓  
に追いこまれ、「流離顛沛」(さまよい、つまづきたおれる)という、いささ  
か大げさな表現のようにもとれるが、多くの住民が生業を失うにいたることも、  
まぎれもない事実であった。

その他の嘆願理由としては、第2に北方側の皆実新田が「愈々湿地瘦田」<sup>11)</sup>  
化し、「夏時早魃ノ際ハ地下ヨリ塩分湧出シテ大ニ作物ヲ害スルノ恐レアリ」<sup>12)</sup>  
という点をあげる。第3も皆実新田についてであって、「堤外ヲ埋テ新地ヲ開

築スルニ至レハ……悪水ノ流通ニ途ナシ」<sup>13)</sup> という。第4も皆実新田についてであるが、舟路がふさがり、肥糞の運搬に支障をきたすことをあげる。第5点は、以上とはいささか異なり、つぎのように訴えている<sup>14)</sup>。

法理ヨリ之ヲ考フルニ人ヲ害ス勿レトハ性法ノ原理ニシテ亦疑フ可クモアラス然ルニ今士族其人ノ為メニ産業ヲ授ケントシテ却テ村民從來ノ生産ヲ奪ヒテ□ヲ飢渴ニ廻ルノ慘毒ヲ嘗メシメントスルハ恰モ牛ヲ屠テ犬ヲ養フニ異ナラス実ニ不条理ノ甚シキ驚愕ニ堪ヘサルナリ是レ理論ヲ推シ權利ヲ争ヒテ此新田開築ヲ拒ム所以ノ第五ナリ

漁民たちの権利意識も、明治10年代のこの時期としては、かなりのものを感じさせる。士族授産のために村民が生業を失うのは、牛を殺して犬を養うことだというのである。さらに第6にあげているのも、「公共ノ海ヲ一方ニ私シテ為メニ一方ヲ害スルニ至ラシムルトハ亦不条理ノ甚シキ」<sup>15)</sup> という。

以上、もっとも具体的には漁業権の喪失をあげての反対なのであるが、維新後10数年をへたこの時期、農漁民の士族への反発をまじえての権利意識の高揚をも反映しての築港工事への抵抗であった。

これにたいし、嘆願提出から3日後には、千田県令は、これをにべもなく、つぎのように却下する<sup>16)</sup>。

地第五六二号

別紙願ノ趣ハ詮議スヘキ筋ニ無之依テ却下候事

明治十七年二月廿六日

広島県令千田貞暁 ㊦

まことにそっけなく嘆願を拒否しているのである。一方、千田県令は、「警察に命じて大河浦を密かに洗わせた。もしやと思った芸陽自由党乃至は不平士

族との結び付きは探知できなかったが、それからお暫く、千田はあの陳情書の起草者を疑う気持を捨て得なかった<sup>17)</sup>という推測もある。べつの記述は、千田県令が「私は、その人達がやって来たら、喜んで会いましょう。そして、身をもって説きましよう。赤誠を披瀝して彼等の協力を求めて見ましよう。恐らく至誠に動かぬ者は、此の地上には一物もないと、私は確信しています<sup>18)</sup>と脚色して推測しているが、両者はあまりにもへだたりのある推測であるというべきであろう。

各方面の反対運動のなかで、やはりこの漁民のそれが、もつとも深刻ではあった。千田県令が「その真正面に立って是れを諭し、鎮撫して此の事業を成し遂げた<sup>19)</sup>ことは、事実であったろう。あれこれ、漁民と対話があったのであろうが、県令は「或は教へ或は諭して時代の趨勢は到底此の工事を取り止める事の出来ぬ事を告げ、その熱心遂に浦人達を動かして納得させ<sup>20)</sup>たという。そして結局、代表森沢彰一ら11名から受書を提出せしめたのであった。それは、「私共は親しく御趣旨御説明被成下尚退て熟考するに、素より是の挙たるや公衆に裨益あるは信を疑はざる所なり、寔に御懇諭之条々感銘罷在候然る上は島民共和既往強て主張致候も可成私共よりの説諭可仕候<sup>21)</sup>としるされていたという。

結局、工事開始に先だって漁業禁止が、つぎのように通達されたのである<sup>22)</sup>。

広島区皆実村ト安芸郡仁保島ノ間ニ別紙函面〔省略〕之通築港来九月七日工事着手候条関係ノ町村へ達方取斗ヒニ且該線内ニ於テ捕魚採藻ノ為メ区画専用ノケ処ハ本月三十一日限り返場申付ヘシ此旨相達候事

当時はこの一片の通達をもって、漁業禁止となるわけで、その後のような漁業権補償などのことは、一切おこなわれていない。県の記録も、「宇品築港当時にはかかる損害賠償の途は寸毫なかった。転業対策についても何等顧みられ

ていないのである。従ってただ窮乏の実情を訴へて工事の中止を嘆願する以外採るべき方法がなかった。当時大河浦人の執った不穏な態度も思ふてここに到れば同情を以て見ねばならぬのである』<sup>23)</sup>と、とくに同情を寄せた一文がしるされたのであった。その後の当地区漁民の動向については、のちにふれるとして、輝しい宇品築港が祖先伝来の生業を漁民から奪った一面もまた否定できないのである。

注1) 仁保村役場『仁保村誌』1929年 86ページ。

2) 福間章甫「宇品築港一斑」1904年。

3) 前掲『広島県史』近代1 472ページ。

4) 広島県『宇品築港五十年』1940年 128ページ。

5) 山崎良助・松本与三郎（丹那浦人民総代）・伊藤甚三郎（大河浦人民総代）  
沢田七右衛門（戸長）より広島県令千田貞暁あて「謹テ我カ皆実新田外築用  
之儀ニ付茲ニ奉嘆願候」明治17年2月23日。

6) 同上。

7) 同上。

8) 同上。

9) 同上。

10) 同上。

11) 同上。

12) 同上。

13) 同上。

14) 同上。

15) 同上。

16) 同上。

17) 小久保均『流れてやまず』1979年 溪水社 99ページ。

18) 小田進 前掲書 64ページ。

19) 前掲『宇品築港五十年』 129ページ。

20) 同上書 130ページ。

21) 同上。

22) 県令代理大書記官平山靖彦より、広島区・安芸郡・佐伯郡各役所あて「通達」1884年8月30日。

23) 前掲『宇品築港五十年』 129ページ。

### 3. 周辺地区農民の反対論

漁民ほどに直接的な利害関係はないが、地区周辺農民の反対論もでた。すでに漁民の嘆願のなかでもふれたところであるが、築調工事周辺の農民にとっても、工事のおよぼす影響が不安視された、彼らの嘆願内容は、要するに「①築港と新開の造営によって皆実新開の悪水排出の道が失われる。②皆実新開沿の海浜から土砂の採取が不可能となり丹那・宇品島の肥糞運搬の便が失われる」<sup>1)</sup>というにあった。1884年1月に提出された上申書により、その子細をみると、つぎのような趣旨のものであった<sup>2)</sup>。

新田築設セラルル時ハ皆実新開ヨリ流出悪水ノ道ナシ何故ナラバ今般新田相成ル地ト皆実新開トヲ比スレバ新田トナルベキ地最モ高ク且今悪水吐出スル所以ハ樋外掘削シ京橋川末流ヨリ安芸郡丹那浦へ通ズル水尾ニ接流スルガ故ナリ且又堤外ヨリ八重浜辺（則チ今般新田トナルベキ地所）ニ至ル地質泥砂ニテ莫大ノ土砂他ヨリ搬入セザル時ハ種植スト雖モ到底其効ナシ然ニ目今ノ処ニテモ高地ナルニ前陳ノ如ク土砂運入スル時ハ益々皆実新開ノ水、流通ノ道ナキ事当然ナリ新田トナルト雖モ第一用水ノ便ナキ時ハ万物生育スル不能然ルニ皆実新開ニスラ用ユル処ノ水僅少ニシテ十ヶ年以降京橋川ノ水殊ニ乏シクナレドモ該川ヲ堰キ皆実新開ノ用ニ供スト雖水少ナキヨリシテ三日間ニテ樋ニ至リ凡十五日間ヲ経過セザレバ新開地一般ニ達スル事ヲ得ズ依テ旱天ノ時降雨ナキ時ハ地ヨリ潮沸キ出テ夫レガ為メ作物ヲ害シ平年ノ半作収利ヲモ得ガタク無毛地トナル又不藪故ニ皆実新開スラ如此ナル時ハ新開取設ラルルモ前陳ノ次第ナルヲ以テ第一用水ヲ需ムル能ハズシテ却テ皆実新開ニ対シ大ナル妨害ト可相成ト存候間此段上申候也

明治十七年一月

〔ママ〕  
広島市 皆実邨

平民 瀬川勝次郎

同 浜井玉蔵  
同 樽沢平三郎  
広島区東新開  
煙石清助  
戸長 下村平佐衛門

広島県知事 千田貞暁殿

漁民の困惑ぶりにくれば、さほどの切迫感はないといえようが、やはり従来の新開農業も大きく影響されたのであった。ただ、これらの要求も県令によって、しりぞけられた点は同一であった。つまり「千田の熱心な説得と、築港資材の運送などに大河地区民を優先的に使うとの約束によって、半年後にはその反対運動もおさまった<sup>3)</sup>」と、一般に理解されている。明治10年代、自由民権運動などの影響も間接的にあったようで、権利意識は高揚していたのであるが、やはり最終的には上からの説得が功を奏したといつてよい。

注1) 鈴木恒夫「宇品港から広島港へ」(2) (月刊『建設』1979年) 95ページ。

2) 前掲『千田知事と宇品港』95ページ。

3) 後藤陽一『広島県の歴史』1972年 山川出版社 189ページ。

#### 4. 同進社の異論

そもそもこの築港工事、とりわけ新田築調工事は、広島藩士族授産事業の一環をなすものとして、当初企画されたものであったことについてはすでにふれた。つまり「其開墾ニ属スル工費ハ旧広島藩主浅野候爵ヨリ曾テ士族授産補助金トシテ金参万円ヲ恵与シ而モ授算方法ノ計画ト合セテ県令及当時ノ書記官タリシ平山靖彦氏ニ委託セラレタルニ依リ即チ其金額ト外ニ士族授産金トシテ国庫貸下金ノ内ヨリ金壱万九千参百拾円五十銭参厘ヲ支出セシメ以テ開墾地築調ノ工費ニ充テ竣工ノ後其地ヲ士族ノ共有地トシテ付与<sup>1)</sup>」というのが本来の施

行案であった。

維新後、旧士族たちは、すでに本稿（2）で述べたように「将ニ渙散セントスル旧藩士人ヲ団結シテ旧時ノ交ヲ修メ智識ノ開達元氣ノ振起風俗ノ端正ナルヲ得テ亦各自生計上商議諮詢ノ便益アラソ事ヲ期」<sup>2)</sup>して同進社に集っていた。その同進社から築港工事に、やはり異論がでた。同進社は、「(1)新開地は用水の便なく、地質も適当でない、(2)国庫貸下金の返済に不安がともなう、(3)新開によって、沿岸住民の生計の道を奪うことになる」<sup>3)</sup>と、3点の理由をあげて、工事計画に反対したのである。そして、「京橋川左岸より海面にいたる一条の車道を築き、これに二つの橋梁を架設し、もって海陸の交通を開き、一方では、水産による沿岸住民の生計を助ける」<sup>4)</sup>という改造案を提出したのであった。上述の農漁民の反対運動にかなり呼応したものであったといえよう。

しかし、このうごきにたいしては、当時の「士族授産所総監浅野忠・上田讓翁・浅野守夫の三名」<sup>5)</sup>が、この「意見を押しさえ、千田県令の計画を全面的に支持し、また、士族の有力者平山靖彦（県の書記官）・寺尾小八郎が大いに斡旋し、彼らの反対意見はようやく治まるにいたった」<sup>6)</sup>という。

なお、少し先立って記述しておくとして、翌1885年（月日不詳）には、同進社は小作定約証をすでに締結することになるのである。同進社は、「宇品新開地略ぼ相整候に付追て県庁より引渡も可有之候共作付の季節も有之儀に付差向県庁より借受小作為致度就ては社員の内望みの者は申出有之候様致度尤該新開築調費の負債消却之都合も有之候に付……小作約定差出本人は不及申證人共適當と認める者に無之候ては社員たり共此場合難聞届候為御心得申達候」<sup>7)</sup>と発表するにいたっている。同進社の異論は解消し、士族授産事業として受容する態勢がととのっていくわけである。

注1) 前掲『千田知事と宇品港』38ページ。

2) 林歩登『同進社史』1938年 同進社 8ページ。

- 3) 前掲『広島県史』近代1 473ページ。
- 4) 同上。
- 5) 同上。
- 6) 同上。
- 7) 前掲『同進社史』41ページ。

## 5. 関連陳情のうごき

農漁民などの反対運動とかなり連動した他のうごきもでた。前述した皆実新開などの反対陳情の流れのなかで、隣接する東新開の代表と連名で、内務郷山県有朋あてに建白書を提出するものもでたのであった。その建白は主として広島区（のち広島市）の財政事情から訴えたものとなっているが、利害得失は、実質的には上述の農漁民のそれと共通するところが多いものであった。

建白はまず、広島地区の経済状況について、「外部ヨリ之レヲ視ル時ハ即チ一層ノ繁昌ヲ極メ将来区民ノ幸福云フヲ俟ザルモノノ如シト雖モ其内部ニ於テ之レヲ考レバ則チ甚ダ痛嘆ニ堪ヘザル所アリ夫レ広島区タルヤ従来ヨリ金融ノ道開ケズ多クハ外部ヲ虚飾シ頗ル富饒ノ觀察ヲ与ヘタレドモ内部ハ実ニ<sup>〔ママ〕</sup>從横計画ヲ施スノ体裁ニシテ貧窶ノ者ヲ挙げバ十ノ八九ニ至レリ故ニ協議費戸数割等ニ於テモ往々公費ノ処分ヲ受クルモノ尠トセズ又繁華ヲ占タル本町筋ノ者ト雖モ動モスレバ商務ヲ變転シテ朝ニ富饒ノ景況アルモ夕ニハ萎衰ノ慘状ヲ現ス者比々<sup>〔ママ〕</sup>有之<sup>1)</sup>」と、実質的には繁榮にはほど遠いものがあると訴える。

したがって、築港事業は「区民今日財政困難ノ際又一層ノ負債ヲ蒙ルトキハ財政益困難ヲ来シ内部ノ苦心勝手計フ可カラズ之レヲ築港シテ利益ヲ得ルト負債ノ重任ヲ添ルト其ノ利害孰レヲ輕シ孰レヲ重シトスルヤ負債ハ区民一般ノ重任トナリテ利益ハ則チ区民ノ内一部局部ニ止マルモノナレバ幸不幸ノアルヤ言ヲ俟タズシテ明ナリ此点ヨリシテ論ズル時ハ宇品島築港ハ則チ広島区民一般ノ公益ニアラズ被利被害ハ相半スルニ至ル可シ是レ区民一般ノ希望スル所ニアラズシテ却テ区内財政ノ困却ヲ痛嘆スル者尠シトセズ<sup>2)</sup>」という。築港の利益は

局部的にとどまるとして、区民一般の財政上は不利益が多いと認識していたのであった。

ただ建白は、区民財政（経済）一般の不利益と論ずる一方では、前述の漁民の損失という訴えとも連動しており、つぎのようにいうのである<sup>3)</sup>。

又一步ヲ転ジテ論ズルニ該工事ニヨル被害ノ最モ大ナルハ単ニ広島区負債増加ニ止マラズ抑モ宇品島へ築港道路築造或ハ干潟懇田トナルニオイテハ仁保島全島ノ漁民ハ拳テ其ノ職業ヲ剝奪セラレ直ニ糊口生活ノ恒産ヲ失ヒ必ズ其ノ職業ヲ変換セザルヲ得ズ然ルニ仁保島タルヤ土地狹隘人口稠密沿海ノ地ニ僻在シ農業商事共実ニ不便ナル地位ナルヲ以テ到底凍餒離散ノ慘状ヲ現ズルヤ日ヲ期シテ見ル可シ是レ築港ノ工事ヲ創始スルノ一点ヨリシテ被害者ノ多キ拳ヲ計ル可カラズ実ニ然リ然レバ宇品島築港及ビ干潟ノ懇田ハ其ノ利益ト損害ノ二点ニ就テ比較スルニ利益タルヤ実ニ僅少ニシテ損害ヲ起スハ最モ大ナリトセザルヲ得ズ

かくして、「当工事ハ実ニ事業ニ於テ軽々ニ視スルモノニアラズ閣下願クハ秀抜ナル思想ヲ惹起セラレ被害ノ実況ヲ推察アリ宜シク採択アラソ事ヲ敢テ尊威ヲ憚ラズ区民状態ヲ具情シ以テ閣下ノ英断ニ供スル為メ茲ニ建白ス誠恐誠惶盥嗽再拜」<sup>4)</sup>と、ときの権力者山県有明に直訴したのである。

これをうけて、内務省は事実のいかんを調査し報告するよう求めて、つぎのように通牒してくる<sup>5)</sup>。

御管下広島区皆実邨及安芸郡仁保島地先築港竝新開築調之義此程御司令済之処其後皆実村森勝蔵外一人ヨリ別紙建白之次第モ有之該工事区民ノ負担ニ帰着云々其他彼是苦情モ有之哉ニ相聞候而ハ右建白書上達之都合モ有之候ニ付事実一応承知致度別紙写シ相添此段問合候也

明治十七年六月十六日

土木局長

内務省三等属 島惟精

広島県令千田貞暁殿

この通牒をうけて、千田県令は「大河村民代表者十二名を呼び出し、改めて彼等地元民の意見をきいた上工事決行の不動方針を述べて説得大いにつとめた」<sup>6)</sup>のであった。千田県令は「今日茲ニ互ニ胸襟ヲ開キ相語リタル上ハ、希クバ諸子今日ヨリ後該築港事業ニ賛成シ人民ニモ懇諭セラルル所アリテ差向キ工事ニ着手ノ場合ニ至ラバ人民モ各其分ニ応ジテ出役シ日々多少ノ賃銭ヲ得ルニ至ラバ彼等ガ今日ニ於テ考フル程ノ困難ニ遇フコトモナカルベシ拙者ハ只管諸子ノ再思熟考ヲ望ム」<sup>7)</sup>と説得につとめた。この説得に応じて、建白提出の森沢彰一ほか11名は、県令の「真摯な説諭に応じ、工事への協力の意を示し」<sup>8)</sup>たのであった。12名の提出した「御請書」は、つぎのように全面的な協力を約したものであった<sup>9)</sup>。

今般宇品島築港及懇田ノ挙アルニ付テハ客月三十日私共ハ親ク其御趣旨御  
説明被成下尚退テ熟考スルニ素ヨリ是ノ挙タルヤ公衆ニ裨益アルハ信ヲ疑  
ハサル所ナリ寔ニ御懇諭之条々感銘罷在然ル上ハ島民共如既往強テ主張致  
候ニ可成私共ヨリ説諭可仕候間伏テ希クハ当島之情由御洞察アリテ御愛憐  
被成下度依テ御懇示ニ対シ御請書迄此段上申仕候也

建白書を提出したのは、皆実村森勝蔵と東新開平山庄吉であるが、その建白中に前述のように仁保島のうける被害の大きさを重大な反対理由の一つにあげたため、その仁保島の代表が、このような受書を提出してしまったのである。それは「建白書を提出した兩名は何れも広島区のものであるが、同区皆実村、

東新開の如きは築港による関係最も稀薄なものである。然るにかかる地方より建白書を提出し、関係の最も大である仁保島人民よりは受書を差出したのである<sup>10)</sup>ということになる。建白書は、ここにおいて、その論ずるところの根拠をほとんど失うにいたる。千田県令は同年10月29日付けで、土木局長あてに、その受書を添付して、「建白ノ旨趣ハ全ク無謂苦情ニ付別段弁明ヲ要セズ」<sup>11)</sup>と回答したのである。

その他にも広島区京橋組町村人民の代表と称するものから船路開設の請願がでている。その代表に名を連ねている大藤新八については、これより先、同年1月17日、まえにもふれたように県令が広島各町村代表百数十名を招致して、築港の協力を求めたとき、「海産物業を営む大藤新八が応じなかった」<sup>12)</sup>と記されている。これにたいし、築港幹事のひとり「保田八十吉は個人の損得のために広島全市に係る発展に賛成しないのは不都合であるとなじった」<sup>13)</sup>という。その大藤新八のほか大藤保兵衛ら8名連署の船路開設の請願であった。県令の説諭に反対とこの請願との関連は必ずしも明示的ではないが、請願はまず、丹那大河の人民が「大河湾入口ヨリ皆実新開西南端迄船路御開設被成下候様請願」<sup>14)</sup>している。そして、請願はその大河浦の訴えを支持するとしらうえで、それは「区内東辺商法繁荣ニ大影響シ来タシ候儀ニ付我町村人民丹那人民請願ノ旨趣ニ賛成仕候間不容易御儀ニハ御座候得共特別ノ御詮議ヲ以何卒丹那人民ノ請願御聞届相成候様」<sup>15)</sup>と請願したのである。なおこの成否などの経緯については確認しうる資料を欠いている。

注1) 前掲『千田知事と宇品港』101ページによる。

2) 同上書 102ページ。

3) 同上。

4) 同上。

5) 同上書 103ページ。

6) 大竹嘉治『大河郷土史』99ページ。

- 7) 福間章甫「宇品築港一斑」1904年
- 8) 前掲『広島県史』474ページ。
- 9) 前掲『千田知事ト宇品港』104ページ。
- 10) 同上書 105～106ページ
- 11) 同上書 104ページ。
- 12) 大竹嘉治 前掲書 99ページ。
- 13) 同上。
- 14) 広島区京橋町大藤保兵衛ら8名よりの「船路御開設之儀ニ付請願」1885年1月（なおあて先および日付は不明）。
- 15) 同上。

## 6. 反対運動などの帰すう

以上述べてきた関係者たちの反対運動は、それぞれさまざまなインタレストに発するものであり、結局は県当局の説諭によって鎮静化し、起工のはこびとなるのであるが、そのあたえた影響も一様ではなかった。まずは士族授産事業としてかかわった同進社の動向にふれておこう。浅野家士族は維新後8000戸余の士族のうち「窮迫スヘキ者凡三千七百余戸最下等ニシテ目下飢餓ニ迫ル者凡二百余戸」<sup>1)</sup> という窮状におちいていたのであるが（明治13年）、宇品築港築調により「式百数十町ノ新地ヲ開キ目下窮乏ノ者ヲシテ自ラ開墾ノ業ヲ執リ」<sup>2)</sup> と、開墾に授産の方途が企画されたのであった。その方法は「安芸国安芸郡皆実新開より西南宇品島ニ向ヒ海面反別凡式百式拾有余町歩ヲ埋堆シ新開地ヲ得目下窮乏ク士族ヲシテ移住或ハ通作セシムル」<sup>3)</sup> というものであった。

そしてすでにふれたように、1885年には新開地がほぼ整ったとして、まず県庁より同進社が借受小作させることになり、小作定約証が作成されている。ここでは「壹反ニ付四年以上七年以下ヲ標準トシ見取作ヲ以テ歩合御定メ」<sup>4)</sup> という契約であった。北海道への屯田兵にも多くが応募していた現状であったから、小作人化も当然のこととされたのであった。

また工事が開始されると、士族も人夫としてかりだされる。同進社への労役

について、1885年6月12日の通知では、「明日より人夫沢山差出相成度」<sup>5)</sup>とされ、「一人に付金四錢づつ日々弁当代として取替相渡」<sup>6)</sup>と指示されていた。すべて必ずしも好条件のものとはいいがたいところであろう。

一方、もっとも影響をうけた漁民については、上述のように切実な嘆願の挙にでたのであったが、体験者のひとり岩沢熊助（当時20歳）によれば、「一時は蓑轍を立てて県庁に乗込もうとさへ云ふ程の勢であった」<sup>7)</sup>のが、千田の説諭と場合によっては「恫喝」<sup>8)</sup>もあったほどの説得によって、妥協することとなったのは、すでにふれたとおりである。漁民たちは岩沢の談話（1940年）によれば、「何かその当時は御するしがあるだらうと見て居りましたが、予想は左に非ず一厘も補償金はなかった」<sup>9)</sup>ということになる。漁民たちも日当につられて築港工事の人夫となる。同じく岩沢談によれば、「私共五年間昼夜を別たず海の箱番所に出てやりましたけれども、今日では〔1940年〕五年も辛棒すれば慰労金がありませうけれどもその当時は片山事務所長からの御言葉の褒美だけでありまして、長い間辛棒して呉れた知事閣下もあの様に御心労あるのだから君等もご苦労だったと云ふ只その一言だけだった」<sup>10)</sup>ということであった。

関連した漁民は3,155戸、14,504人とされているが<sup>11)</sup>、彼らは他に漁場を求めて、「山口県なり或は、島根県或は愛媛県と云ふ様な状態」<sup>12)</sup>となりもする。あるいははるかに「其の操業海区は朝鮮海を始め支那海或いは南洋マニラに及びたり」<sup>13)</sup>と拡散していくのであった。

そのみならず、その後に「布哇等に出稼すると云ふ様なことになって彼の方へ段々出て行く様になったのも——之れが抑々の始め」<sup>14)</sup>ということにもなる。第1回のハワイ移民募集の通達がでたのは、1884年12月、宇品築港着工の前年のことであった<sup>15)</sup>。いわゆる官約移民であり、築港着工の年の2月、222名がハワイに出発している<sup>16)</sup>。この渡航者に仁保島民が乗船していたか否かは定かではないが、宇品築港工事と年月などにおいてあまりにも符号しているといふべきであろう。その後、広島県はわが国第一の移民県となっていくのであ

るが、1929年現在、仁保島村民の海外渡航者は、ハワイ3087名、北米1202名、ブラジル787名、南洋群島56名、カナダ50名、その他118名、計5300名の多きを数えるのである。

- 注1) 前掲『同進社史』 250ページ。
- 2) 同上書 251ページ。
- 3) 同上書 254ページ。
- 4) 同上書 42ページ。
- 5) 同上書 40ページ。
- 6) 同上。
- 7) 前掲『宇品築港五十年』 32ページ。
- 8) 小久保均 前掲書 101ページ。
- 9) 前掲『宇品築港五十年』 32ページ。
- 10) 同上書 33～34ページ。
- 11) 同上書 109ページ。
- 12) 同上書 32ページ。
- 13) 港湾協会第7回通常総会広島準備委員会『港湾と広島県』1934年 259ページ。
- 14) 前掲『宇品築港五十年』 32ページ。
- 15) 「勸内第1214号」（広島県『広島県移住史』1991年 6ページ）。
- 16) 前掲『広島県史』 968ページ。